

令和元年10月からの介護報酬改定に関するQ & A
(令和元年9月25日)

【介護報酬改定に伴い介護報酬の利用者負担額のみ変更する場合】

○ 重要事項説明書の変更及び利用者からの同意について

問1 令和元年10月からの介護報酬改定に伴い、介護報酬の利用者負担額のみ変更をするため重要事項説明書を変更するが、改めて全利用者から文書による同意を得る必要はあるか。

(答)

サービス提供に係る重要事項説明書については、利用者等へ説明を行い同意を得ることとされていますが、さらに本市では条例で文書による同意を義務付けているため、原則として文書による同意を得る必要があります。しかし、今回の報酬改定については、厚生労働省からの事務連絡を受け、消費税率引上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっては、利用者又はその家族への説明及び同意について、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることも可能とします。

【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

参考：介護保険最新情報 Vol. 740 (令和元年9月18日付 厚生労働省 事務連絡)
「令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」

○ 利用料金の変更届について

問2 令和元年10月からの介護報酬改定に伴い、利用料金表を変更するが、市への変更届の提出は必要か。

(答)

利用料金表の単位数や利用者負担額を変更するのみであれば、変更届の提出は不要です。また、運営規程のみの変更についても、変更届の提出は不要です。

【介護報酬以外のその他の利用料金を変更する場合】

○ 重要事項説明書の変更及び利用者からの同意について

問1 令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、介護報酬以外の利用料金（食費等）を値上げするが、改めて全利用者から文書による同意を得る必要はあるか。

(答)

介護報酬以外の利用料金（食費等）を変更する場合は、利用者又はその家族に対して変更内容の説明を行い、文書による同意を得る必要があります。全ての利用者又はその家族に対して説明を行い、文書による同意を得てください。

○ 利用料金の変更届について

問2 令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、介護報酬以外の利用料金（食費等）を値上げするが、市への変更届の提出は必要か。

(答)

変更届の提出が必要です。サービスごとの変更届の提出方法を御確認ください。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 振興課

介護保険最新情報

今回の内容

令和元年度介護報酬改定により変更される

重要事項説明書の取扱いについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.740

令和元年9月18日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3979）

FAX：03-3595-2889

事務連絡
令和元年9月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
総務課介護保険指導室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて

平素より介護保険の円滑な運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条等）。令和元年10月の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定（介護職員等特定処遇改善加算の創設を含む。）によって、介護事業所においては、介護報酬改定により介護保険サービスの利用料等が変更されることから、これに伴い重要事項説明書の変更を要することが想定されます。

重要事項説明書は、内容の変更を行う場合、あらためて説明を行い、同意を得ることが適切と考えられます。しかしながら、今般の介護報酬改定は消費税率引上げに伴う臨時・特例的な対応であることを踏まえ、これに伴う重要事項説明書の変更にあたっての利用者又はその家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点並びに事業者の事務負担軽減の観点から、各介護事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることとも可能と考えられますので、各介護事業所に周知方お願いいたします。

【対応の例】

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

○参照条文

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）】

（内容及び手続の説明及び同意）

第 8 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 29 条に規定する運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6（略）